

元気に な～れ

315

せいねんこうけんせいど
成年後見制度について
～大切な権利や財産を守るしくみ～

今月は 保健師 疋田 典子です

超高齢社会となります

日本の平均寿命は、男性79.94歳（世界第5位）女性86.41歳（世界第1位）と世界でトップクラスとなっています。

全国の高齢化率は23.3%ですが、上ノ国町は36.75%で特に後期高齢者数（75歳以上）がこれからも増加すると予想されています。

その中で一人暮らしの高齢者は、全世帯数（2,665世帯）の22.9%となっています。

認知症によりお金の管理や支払いができなくなり生活が困難になったり、一人暮らしや認知症の高齢者が狙われやすい悪徳商法やサギ事件が後を絶たない状況にあります。

①成年後見制度とは？

認知症や精神障がいなどによって判断能力の不十分な方は、預貯金などの管理や身のまわりの世話のための介護サービス、施設への入所に関する契約を自分で行うことが難しい場合があります。

また、自分に不利益な契約でも判断できずに契約をしてしまい、被害にあうおそれもあります。

このような方を保護し支援する制度です。

制度は大きく分けると2つあります。

●任意後見制度

「元気なうちに、もしもに備えて親類に財産管理をお願いしたい」など将来に備えて判断能力のあるうちに支援して欲しいことを決めて契約しておく制度です。

●法定後見人制度

判断能力が不十分で、契約などの法律行為が行えない場合に本人の権利を守る制度です。本人の能力によって3つの型があります。

②どんな役割ですか？

本人の生活に目を配りながら医療・介護の手配、預金・不動産の管理、納税等の手続きを代理します。

後見人については、親族や弁護士のほか最近では身近な方（町民）が支え手として「市民後見人」が注目されています。

★成年後見制度についてお話を聞いてみませんか？

檜山南部4町（江差町・上ノ国町・厚沢部町・乙部町）では、地域の身近な支え手として、町民が後見業務を担う「市民後見人」の養成講座を10月に開催する予定です。

このたび「市民後見人」の養成講座に先立ち、「成年後見制度」について学ぶための講演会を下記のとおり開催致します。

後見人の活動にご興味のある方、後見制度に関心のある方など、この機会に是非ご参加ください。

■日 時 8月20日(水) 午後6時から

■会 場 檜山振興局講堂

■講 師 東京大学政策ビジョン研究センター

申し込み、お問い合わせは 保健福祉課まで 電話55-4460

